

女性差別撤廃条約選択議定書の批准に向け、真剣に検討を進めるよう
求める意見書

1979年、国際連合総会で女性差別撤廃条約（以下「条約」）が採択され、日本が1985年に批准してから35年が経過した。この間、国籍法改正に始まり、男女雇用機会均等法、パートタイム労働法、育児・介護休業法、男女共同参画社会基本法、DV防止法等、日本国内ではジェンダー平等に向けた各種法整備がなされてきたものの、未だ道半ばである。

条約は、2020年6月現在、189カ国が締約国となっている。また、条約の実効性を高めるため、1999年に女性差別撤廃条約選択議定書（以下「選択議定書」）が採択され、締約国のうち114カ国が批准しているが、日本は未だに批准していない。政府が女性活躍を推進している一方で、各国における男女格差をはかる「ジェンダー・ギャップ指数2020」では、日本は153カ国のうち121位と未だ低い状況である。

個人通報制度と調査制度を内容とする選択議定書は、女性の人権保障の「国際基準」として、条約の実効性確保に重要な役割を果たしている。選択議定書を批准し個人通報制度を導入することで、日本国内で性別による不平等をなくすための効力が強まると期待される。

国連女性差別撤廃委員会における日本の本条約実施状況報告審議において、2003年、2009年、2016年ともに選択議定書の批准が奨励され、日本の批准を繰り返し求めている。また、第4次男女共同参画基本計画は「女子差別撤廃条約の積極的遵守等に努める」、「女子差別撤廃条約の選択議定書については、早期締結について真剣に検討を進める」と明記している。さらに、国会においては参議院で選択議定書の早期批准を求める請願が2001年から2016年の間に20回も採択されている。国連が定めた国際的な基準の適用を積極的に国内で進めることが、締約国である日本政府の役割であることは明らかである。

政府は、ジェンダー平等を実現し全ての人の人権が尊重される社会をつくるため、すみやかに選択議定書の批准に向けて動き出すべきである。

よって、本市議会は国に対し、選択議定書の批准に向け真剣に検討を進めるよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月28日

千葉県松戸市議会

内閣総理大臣 あて

総務大臣

法務大臣

外務大臣

内閣府特命担当大臣(男女共同参画)

衆議院議長

参議院議長